

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年2月28日
【発行者の名称】	株式会社ミモナ (Mimona Co.,Ltd)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 道夫
【本店の所在の場所】	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新田4番地の1
【電話番号】	0736-25-6639
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 徳山 博
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ミモナ https://mimona.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	
1	TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部第34【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2	発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3	TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4	東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期中間 連結会計期間	第18期中間 連結会計期間	第19期中間 連結会計期間	第17期	第18期
会計期間	自2022年6月1日 至2022年11月30日	自2023年6月1日 至2023年11月30日	自2024年6月1日 至2024年11月30日	自2022年6月1日 至2023年5月31日	自2023年6月1日 至2024年5月31日
売上高 (千円)	2,290,171	1,913,621	1,882,496	4,226,151	3,713,415
経常利益 (千円)	422,759	207,044	116,705	574,188	358,358
親会社株主に帰属 する中間(当期) 純利益 (千円)	282,009	129,598	79,938	390,375	234,178
中間包括利益又は 包括利益 (千円)	282,009	129,598	79,938	390,375	234,178
純資産額 (千円)	1,002,611	1,240,576	1,425,094	1,110,977	1,345,155
総資産額 (千円)	2,509,728	2,590,961	2,523,886	2,183,828	2,058,498
1株当たり純資産 額 (円)	3,342.03	4,135.25	4,750.31	3,703.25	4,483.85
1株当たり配当額 (うち、1株当 り中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間(当 期)純利益 (円)	940.03	431.99	266.46	1,301.25	780.59
潜在株式調整後1 株当たり中間(当 期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.9	47.9	56.5	50.9	65.3
自己資本利益率 (%)	32.7	11.0	5.8	42.6	19.1
株価収益率 (倍)	-	11.5	18.6	3.8	6.3
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキ ャッシュ・フロー (千円)	△216,937	△440,446	△312,725	356,211	228,447
投資活動によるキ ャッシュ・フロー (千円)	△40,670	△50,940	△6,990	△130,947	△92,618
財務活動によるキ ャッシュ・フロー (千円)	184,931	289,796	236,956	△21,222	△284,279
現金及び現金同等 物の中間期末(期末) 残高 (千円)	294,812	395,350	364,564	588,551	449,832
従業員数 [ほか、平均臨時雇用 人数]	42 [39]	53 [56]	57 [61]	47 [35]	49 [54]

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式の上場が2023年1月26日であるため、それ以前については記載しておりません。
4. 従業員は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年11月30日現在

セグメント名称	従業員数（名）
アウトドアスポーツ事業	49 [59]
工業用製品事業	1 [-]
全社（共通）	7 [2]
合計	57 [61]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 全社（共通）は、経営管理部の人員数であります。

(2) 発行者の状況

2024年11月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
44 [37]	34.5	3.4	3,783

セグメント名称	従業員数（名）
アウトドアスポーツ事業	38 [35]
工業用製品事業	－ [-]
全社（共通）	6 [2]
合計	44 [37]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含み、派遣社員を除く。）は当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）は、経営管理部の人員数であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国の経済は、コロナ禍からの経済活動の正常化、インバウンド需要の増加により、景気は緩やかに回復してきておりますが、中東情勢の悪化等の不安定な国際情勢、人件費や物流コストの高騰などを背景にした物価上昇の懸念により、国内経済の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループが属するアウトドア業界につきましては、コロナ禍でのブームの反動により、市場全体としては調整局面下と考えております。しかしながら、主力商品である「アウトドアスパイス ほりにし」は今期も好調を維持しております。「ほりにし Artist Collection」や「ほりにし監修 ふちふちレモンマスタード」「アウトドアスパイス ほりにし ミックスナッツ プレミアム」など、当中間期に新商品の販売を開始いたしました。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高は1,882,496千円（前年同期比1.6%減）、営業利益は114,798千円（前年同期比42.3%減）、経常利益は116,705千円（前年同期比43.6%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は79,938千円（前年同期比38.3%減）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

① アウトドアスポーツ事業

アウトドア関連商品の市場全体としての調整局面も散見され、当事業の売上高は1,794,335千円（前年同期比0.9%減）、営業利益は93,192千円（前年同期比47.8%減）となりました。

② 工業用製品事業

灌漑用製品製造メーカーの生産終了、セキュリティインキ製造メーカーの減産調整の影響により、当事業の売上高は88,161千円（前年同期比15.0%減）、営業利益は21,606千円（前年同期比6.0%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は364,564千円となり、前連結会計年度末に比べ85,268千円減少しました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は312,725千円となりました。これは主に税金等調整前中間純利益121,007千円、売上債権の増加額230,168千円、棚卸資産の増加額281,310千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は6,990千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出21,168千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は236,956千円となりました。これは主に短期借入金の純増加額270,000千円、長期借入金の返済による支出32,440千円等によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが営む事業では生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注実績

当社グループが展開する事業の特性上、受注実績の記載になじまないため、受注実績は記載しておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
アウトドアスポーツ事業	1,794,335	△0.9
工業用製品事業	88,161	△15.0
合計	1,882,496	△1.6

(注) 1. 主な相手先別の販売金額及び当該販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前連結会計年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社グループがJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情の無い限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社グループ及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社グループが同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」という。）において下記の事象が発生した場合には、株式会社日本M&Aセンター（以下、「乙」という。）からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定めております。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日の後最初に到着する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第2条第21項に規定する特定承認紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実行された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の（a）から（c）まで定める書面

- （a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得ているものであることを証する書面
- （b）産競法第2条第21項に規定する特定承認紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- （c）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - （b）甲が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - （b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する同意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（前条第2号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰するべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価格が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価格等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式合併その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資家保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日現在において、担当J-Adviser契約の解除につながる可能性のある要因は発生しておりません。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない1カ月とする。）を定めてその違反の是非又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間連結会計期間末現在発行数(株) (2024年11月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年2月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	900,000	300,000	300,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,200,000	900,000	300,000	300,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年11月30日	—	300,000	—	10,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2024年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
池田 道夫	和歌山県伊都郡かつらぎ町	299,900	99.97
株式会社DREAM REALITY	大阪府大阪市城東区鳴野西2丁目18-6	100	0.03
計	—	300,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年11月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 300,000	3,000	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	300,000	-	-
総株主の議決権	-	3,000	-

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月
最高 (円)	-	-	-	-	-	-
最低 (円)	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 2024年6月から11月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

また、当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、中間連結会計期間（2024年6月1日から2024年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、清稜監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	540,056	454,788
受取手形及び売掛金	394,594	624,762
商品及び製品	673,169	957,152
仕掛品	141	126
原材料及び貯蔵品	10,730	8,074
その他	25,149	58,151
貸倒引当金	△15,057	△15,617
流動資産合計	1,628,786	2,087,438
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	112,616	114,012
機械装置及び運搬具	47,574	44,333
土地	194,752	196,689
その他	52,650	63,227
減価償却累計額	△127,515	△134,242
有形固定資産合計	280,078	284,018
無形固定資産		
ソフトウェア	6,290	13,151
ソフトウェア仮勘定	2,200	-
無形固定資産合計	8,490	13,151
投資その他の資産		
繰延税金資産	68,340	68,566
その他	72,803	70,711
投資その他の資産合計	141,143	139,277
固定資産合計	429,712	436,448
資産合計	2,058,498	2,523,886

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年5月31日)	当中間連結会計期間 (2024年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	158,546	269,656
短期借入金	250,000	520,000
1年内返済予定の長期借入金	46,720	28,560
未払法人税等	36,804	41,993
賞与引当金	2,706	4,538
その他	113,175	142,744
流動負債合計	607,952	1,007,493
固定負債		
長期借入金	97,860	83,580
退職給付に係る負債	4,309	5,102
その他	3,220	2,616
固定負債合計	105,389	91,299
負債合計	713,342	1,098,792
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金	1,335,155	1,415,094
株主資本合計	1,345,155	1,425,094
純資産合計	1,345,155	1,425,094
負債純資産合計	2,058,498	2,523,886

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
売上高	1,913,621	1,882,496
売上原価	1,187,696	1,122,872
売上総利益	725,925	759,623
販売費及び一般管理費	※ 527,005	※ 644,824
営業利益	198,920	114,798
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,088	904
為替差益	8,390	-
保険解約益	-	5,875
その他	908	677
営業外収益合計	10,387	7,457
営業外費用		
支払利息	2,229	2,085
為替差損	-	3,364
その他	34	100
営業外費用合計	2,263	5,550
経常利益	207,044	116,705
特別利益		
固定資産売却益	2,071	4,301
特別利益合計	2,071	4,301
税金等調整前中間純利益	209,115	121,007
法人税、住民税及び事業税	76,652	41,294
法人税等調整額	2,864	△225
法人税等合計	79,517	41,069
中間純利益	129,598	79,938
親会社株主に帰属する中間純利益	129,598	79,938

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年6月1日 至 2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
中間純利益	129,598	79,938
中間包括利益	129,598	79,938
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	129,598	79,938

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自2023年6月1日 至2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	209,115	121,007
減価償却費	12,925	13,903
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	357	560
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,121	1,832
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	366	793
受取利息及び受取配当金	△1,088	△904
支払利息	2,229	2,085
為替差損益(△は益)	△8,390	2,508
有形固定資産売却損益 (△は益)	△2,071	△4,301
保険解約益	-	△5,875
売上債権の増減額 (△は増加)	△320,389	△230,168
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△239,767	△281,310
仕入債務の増減額 (△は減少)	41,796	111,109
その他	△15,823	△6,678
小計	△318,618	△275,438
利息及び配当金の受取額	1,088	904
利息の支払額	△2,229	△2,085
法人税等の支払額	△120,687	△36,106
営業活動によるキャッシュ・フロー	△440,446	△312,725
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△18,206	△1,200
定期預金の払戻による収入	15,806	1,200
有形固定資産の取得による支出	△30,229	△21,168
有形固定資産の売却による収入	2,709	8,909
無形固定資産の取得による支出	△4,180	△6,237
保険積立金の解約による収入	-	11,771
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△16,834	-
その他	△6	△265
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50,940	△6,990
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	351,822	270,000
長期借入金の返済による支出	△61,422	△32,440
その他	△603	△603
財務活動によるキャッシュ・フロー	289,796	236,956
現金及び現金同等物に係る換算差額	8,390	△2,508
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△193,200	△85,268
現金及び現金同等物の期首残高	588,551	449,832
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 395,350	※ 364,564

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2023年6月1日 至2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)
役員報酬	49,934千円	59,114千円
給与手当及び賞与	100,374千円	137,862千円
荷造運賃	49,446千円	53,306千円
広告宣伝費	48,488千円	47,377千円
支払手数料	153,213千円	173,270千円
減価償却費	12,925千円	13,903千円
退職給付費用	366千円	911千円
貸倒引当金繰入額	357千円	560千円
賞与引当金繰入額	3,669千円	2,942千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2023年6月1日 至2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)
現金及び預金	484,373千円	454,788千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△89,023千円	△90,224千円
現金及び現金同等物	395,350千円	364,564千円

(株主資本等関係)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報及び収益の分解情報
前中間連結会計期間（自 2023年6月1日 至 2023年11月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	中間連結損益 計算書計上額 (注) 1
	アウトドア スポーツ事業	工業用製品事業	計		
売上高					
eコマース	769,897	-	769,897	-	769,897
店舗運営	236,869	-	236,869	-	236,869
卸売	791,740	103,688	895,428	-	895,428
その他	11,425	-	11,425	-	11,425
顧客との契約から生じ る収益	1,809,933	103,688	1,913,621	-	1,913,621
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高 セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,809,933	103,688	1,913,621	-	1,913,621
計	-	-	-	-	-
計	1,809,933	103,688	1,913,621	-	1,913,621
セグメント利益	178,529	20,390	198,920	-	198,920

(注) 1. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	中間連結損益 計算書計上額 (注) 1
	アウトドア スポーツ事業	工業用製品事業	計		
売上高					
eコマース	696,565	-	696,565	-	696,565
店舗運営	242,797	-	242,797	-	242,797
卸売	777,714	88,161	865,875	-	865,875
その他	77,257	-	77,257	-	77,257
顧客との契約から生じ る収益	1,794,335	88,161	1,882,496	-	1,882,496
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高 セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,794,335	88,161	1,882,496	-	1,882,496
計	-	-	-	-	-
計	1,794,335	88,161	1,882,496	-	1,882,496
セグメント利益	93,192	21,606	114,798	-	114,798

(注) 1. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自2023年6月1日 至2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (自2024年6月1日 至2024年11月30日)
1株当たり中間純利益	431円99銭	266円46銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	129,598	79,938
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	129,598	79,938
普通株式の期中平均株式数(株)	300,000	300,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

株式会社ミモナ
取締役会 御中

清稜監査法人
大阪事務所
指定社員 公認会計士 井上 達也
業務執行社員
指定社員 公認会計士 中村 健太郎
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ミモナの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年6月1日から2024年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミモナ及び連結子会社の2024年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の

立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。